

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和4年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度長崎県交通事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	5,165,556千円	533,205千円	5,698,761千円
第1項 営業収益	3,979,311千円	109,837千円	4,089,148千円
第2項 営業外収益	1,186,245千円	21,374千円	1,207,619千円
第3項 特別利益	0千円	401,994千円	401,994千円
	支 出		
第1款 事業費用	5,253,064千円	△23,215千円	5,229,849千円
第1項 営業費用	5,063,381千円	△25,078千円	5,038,303千円
第2項 営業外費用	189,683千円	1,780千円	191,463千円
第3項 特別損失	0千円	83千円	83千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額418,466千円は、当年度分損益勘定留保資金168,280千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,929千円、特別減収対策企業債230,257千円」を「不足する額419,009千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,387千円、当年度分損益勘定留保資金308,349千円、特別減収対策企業債95,273千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	200,620千円	△17,691千円	182,929千円
第1項 企業債	166,000千円	△33,000千円	133,000千円
第2項 建設補助金	33,266千円	5,257千円	38,523千円
第3項 投資返還金	1,354千円	127千円	1,481千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	9,925千円	9,925千円

	支	出	
第1款 資本的支出	619,086千円	△17,148千円	601,938千円
第1項 建設改良費	199,286千円	△17,128千円	182,158千円
第3項 投資	526千円	△20千円	506千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 166,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和4年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 133,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	166,000				133,000			

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	2,395,658千円	△11,291千円	2,384,367千円
(2) 交 際 費	458千円	△443千円	15千円

第6条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、234,115千円」を「補助を受ける金額は、177,883千円」に改める。